

第2

甲種防火管理再講習

1 甲種防火管理再講習の義務化

平成15年6月の消防法令関係の改正により、高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物の防火管理者に対しては、複雑多様化する防火対象物や防災設備等の高度化への順応を図るとともに消防法令の改正等の把握など、防火管理業務を適切に実施、又は維持していくための必要な知識、技能の更新を図るための再講習の受講が義務付けられました。



図1-2 再講習の義務化

2 再講習の受講義務対象者

再講習の対象となる防火管理者は、劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする建物（特定防火対象物）のうち、建物全体の収容人員が300人以上の防火管理者が受講義務対象となります。

ただし、次のような場合は除かれます。

- ① 省令第2条の2の2の防火対象物の部分に係る防火管理者等（乙種防火管理講習対象の防火対象物、又はその部分）
- ② 政令第3条第1項第1号ロ、ハ、ニに定める資格を有する防火管理者

〔政令別表第106項イ・収容人員300人以上〕

管理権原者A 事務所（収容人員10名）	防火管理者a 乙種防火管理講習の課程修了者
管理権原者B 事務所（収容人員40名）	防火管理者b 甲種防火管理新規講習の課程修了者
管理権原者C 店舗（収容人員30名）	防火管理者c 政令第3条第1項第1号ハに定める者
}	}
管理権原者D 飲食店（収容人員30名）	防火管理者d 甲種防火管理新規講習の課程修了者

省令第2条の3適用			
a	b	c	d
義務なし 省令第2条の2の2に 該当	義務なし 省令第2条の2の2に 該当	義務なし 政令第3条第1項第1 号イに非該当	義務あり 省令第2条の3に該当

図1-3 管理権原者が分かれている場合の再講習の対象となる防火管理者の例

3 受講期限（受講サイクル）

近年における防火対象物の使用、管理形態の複雑化、防災設備等の高度化への順応や消防法令の改正の把握など、防火管理者には、防火管理業務を適切に行っていくうえでの知識、技能の更新が常に要求されています。平成15年6月の法令改正により、高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物の防火管理者に対しては、5年ごとに再講習を義務付けることが定められ、平成18年4月1日から制度化（再講習は、平成17年度から実施）されました（「甲種防火管理再講習について定める件」（平成16年4月27日消防庁告示第2号））。

また、平成23年には、「甲種防火管理再講習について定める件等の一部を改正する件」（平成23年消防庁告示第8号）が示され、甲種防火管理講習既習者（一定の建築物等に係る防火管理者である者に限る。）又は防災管理講習既習者が受けることとされている再講習の受講期限である「最後に講習の課程を修了した日から5年以内」を「最後に講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内」に改めることとされました。

甲種防火管理再講習について定める件（平成16年消防庁告示第2号）

一部改正 平成23年消防庁告示第8号

- 消防法施行令第4条の2の2第1号の防火対象物の防火管理者（規則第2条の2の防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。以下「防火管理者」という。）に定められた日の4年前までに講習（規則第2条の3第1項に規定する甲種防火管理新規講習又は再講習をいう。以下同じ。）の課程を修了した防火管理者にあっては防火管理者に定められた日から1年以内に、それ以外の防火管理者にあっては最後に講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習の課程（次号において「直近の再講習の課程」という。）を修了しなければならない。
- 前号の防火管理者は、直近の再講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習の課程を修了しなければならない。当該再講習の課程を修了した日以降においても同様とする。

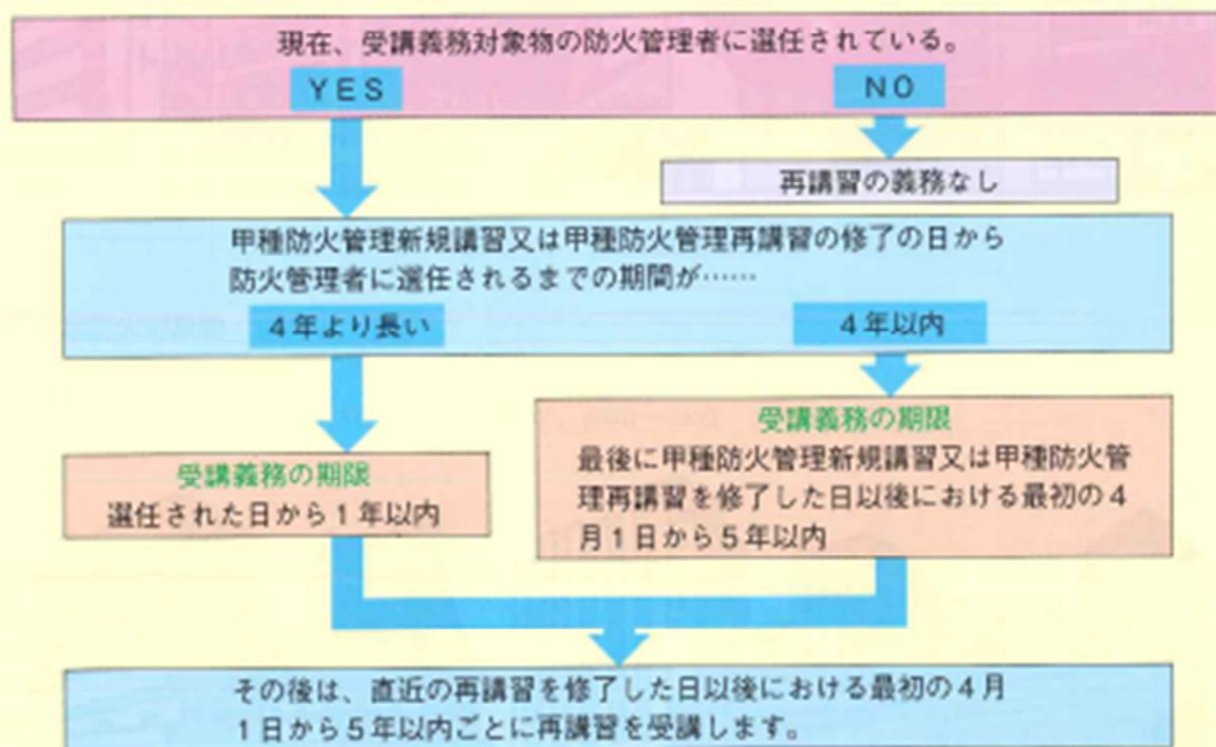


図1-4 再講習の受講サイクル

3

受講期限（受講サイクル）

近年における防火対象物の使用、管理形態の複雑化、防災設備等の高度化への順応や消防法令の改正の把握など、防火管理者には、防火管理業務を適切に行っていくうえでの知識、技能の更新が常に要求されています。平成15年6月の法令改正により、高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物の防火管理者に対しては、5年ごとに再講習を義務付けることが定められ、平成18年4月1日から制度化（再講習は、平成17年度から実施）されました（「甲種防火管理再講習について定める件」（平成16年4月27日消防庁告示第2号））。

また、平成23年には、「甲種防火管理再講習について定める件等の一部を改正する件」（平成23年消防庁告示第8号）が示され、甲種防火管理講習既習者（一定の建築物等に係る防火管理者である者に限る。）又は防災管理講習既習者が受けることとされている再講習の受講期限である「最後に講習の課程を修了した日から5年以内」を「最後に講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内」に改めることとされました。

甲種防火管理再講習について定める件（平成16年消防庁告示第2号）

一部改正 平成23年消防庁告示第8号

- 1 消防法施行令第4条の2の2第1号の防火対象物の防火管理者（規則第2条の2の防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。以下「防火管理者」という。）に定められた日の4年前までに講習（規則第2条の3第1項に規定する甲種防火管理新規講習又は再講習をいう。以下同じ。）の課程を修了した防火管理者にあっては防火管理者に定められた日から1年以内に、それ以外の防火管理者にあっては最後に講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習の課程（次号において「直近の再講習の課程」という。）を修了しなければならない。
- 2 前号の防火管理者は、直近の再講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習の課程を修了しなければならない。当該再講習の課程を修了した日以降においても同様とする。

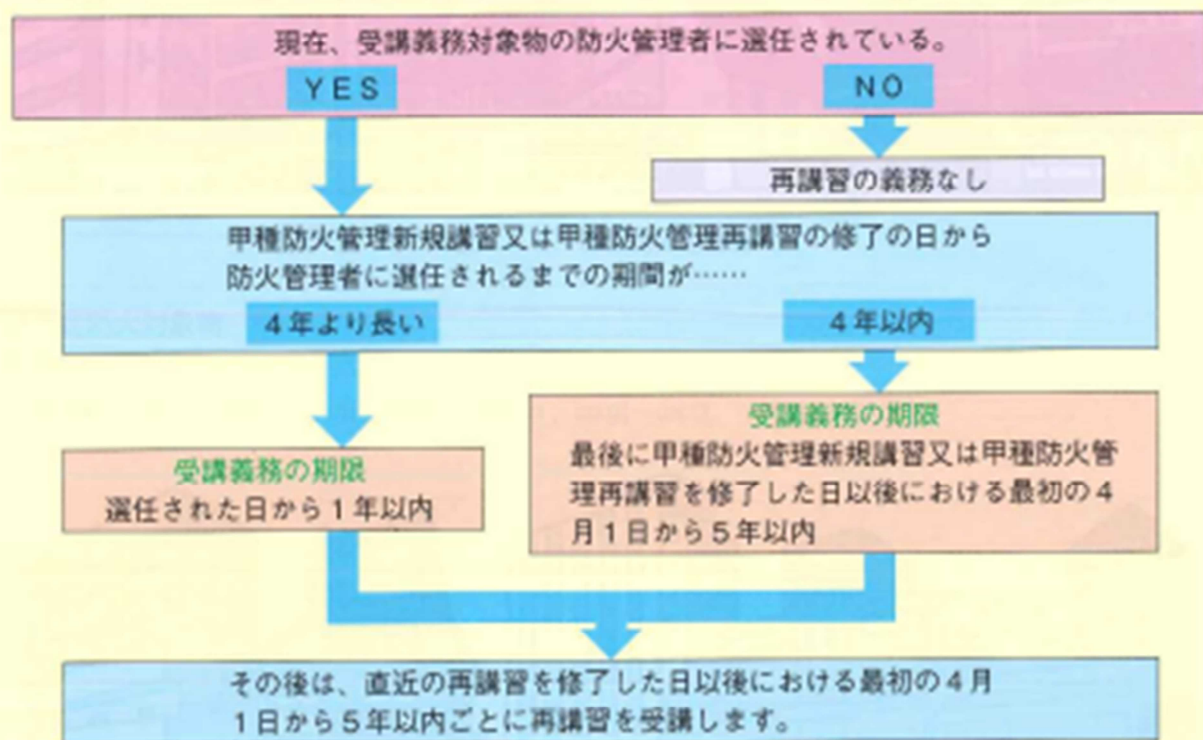


図1-4 再講習の受講サイクル

【甲種防火管理再講習の受講期間の特例】

防火管理者が、防災管理新規講習の課程を修了した場合は、当該講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に甲種防火管理再講習を受講すればよいこととなりました（平成20年消防庁告示第17号附則第2項）。

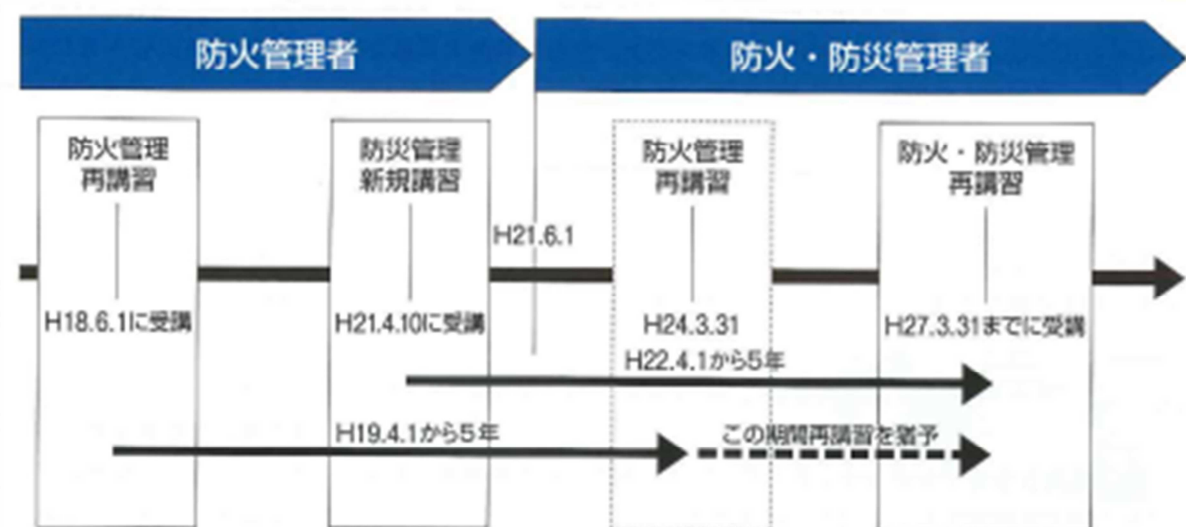


図1-5 再講習の受講期間の特例